

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表【令和六年四月一日施行分】

改正案

目次

第一章から第二章第一節の四まで （現行のとおり）

第二節の五 地域における脱炭素化の推進（第十七条の二一第十七条の二十二）

第三節から第四節まで

第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用（第十七条の二一第十七条の二十三）

第三章から附則まで （現行のとおり）

第三節から第四節まで （略）

第一条 （現行のとおり）

第一条 （現行のとおり）

第二条 （現行のとおり）

一から四の四まで （現行のとおり）

四の五 脱炭素化 温室効果ガスの排出の量と吸收作用の保全及

び強化により吸收される温室効果ガスの吸收の量との間の均衡

を保つことができるようによることをいう。

五から十三まで （現行のとおり）

第三条から第九条まで （現行のとおり）

（エネルギー環境計画指針の作成）

第九条の二 知事は、都内に規則で定めるエネルギー（以下「特定エネルギー」という。）を供給している事業者のうち規則で定めるもの（以下「特定エネルギー供給事業者」という。）が、特定エネルギーの供給において地球温暖化の対策を推進するため「再生可能エネルギーを変換して得られる特定エネルギー（以下「再

現行

目次

第一章から第二章第一節の四まで （略）

第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用（第十七条の二一第十七条の二十三）

第三節から第四節まで （略）

第一条 （略）

第一条 （略）

（定義）

第二条 （略）

一から四の四まで （略）

（新設）

五から十三まで （略）

第三条から第九条まで （略）

（エネルギー環境計画指針の作成）

第九条の二 知事は、都内に規則で定めるエネルギー（以下「特定エネルギー」という。）を供給している事業者のうち規則で定めるもの（以下「特定エネルギー供給事業者」という。）が、特定エネルギーの供給において地球温暖化の対策を推進するための指針（以下「エネルギー環境計画指針」という。）を定めるものと

生可能特定エネルギー」という。)の供給の拡大その他の方法による温室効果ガスの排出の量の抑制に係る措置及び目標その他規則で定める事項についての指針(以下「エネルギー環境計画指針」という。)を定めるものとする。

する。

2及び3 (現行のとおり)
(エネルギー環境計画書の作成等)

2及び3 (略)
(エネルギー環境計画書の作成等)

第九条の三 (現行のとおり)

第九条の三 (略)

一 (現行のとおり)

二 特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

三 その他地球温暖化の対策に関する事項

2| 前項の規定によりエネルギー環境計画書を提出した者は、規則で定める事項の変更をした場合に限り、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出ることができる。

(エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策の推進)

第九条の四 特定エネルギー供給事業者は、エネルギー環境計画書に基づき、前条第一項第一号及び第二号に規定する目標の達成その他の地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

(エネルギー状況報告書の作成等)

第九条の五 (現行のとおり)

第九条の五 (略)

一及び二 (現行のとおり)

三 前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合

二 特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られる特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

三 その他地球温暖化の対策に関する事項
(新設)

(エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策の推進)

第九条の四 特定エネルギー供給事業者は、エネルギー環境計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

(エネルギー状況報告書の作成等)

第九条の五 (略)

一及び二 (略)

三 前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られた特定エネルギー

IIの供給の量の割合

四 エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策に関する規則で定める事項

(エネルギー環境計画書等の公表)

第九条の六 (現行のとおり)

一 第九条の三第一項のエネルギー環境計画書

二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(勧告)

第九条の七 (現行のとおり)

一 第九条の三第一項又は第九条の五の規定による提出をしなかつたとき。

二 (現行のとおり)

第十条から第十七条まで (現行のとおり)

第二節の五 地域における脱炭素化の推進

(開発事業者の責務)

第十七条の二 一の区域において一又は二以上の建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）を行う事業（以下「開発事業」という。）をしようとする者（以下「開発事業者」という。）は、当該開発事業を行う区域における脱炭素化の推進について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならぬ。

(特定開発区域等脱炭素化指針の作成)

IIの供給の量の割合

四 エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策の進ちょく状況

(エネルギー環境計画書等の公表)

第九条の六 (略)

一 第九条の三のエネルギー環境計画書

二 (略)

2 (略)

(勧告)

第九条の七 (略)

一 第九条の三又は第九条の五の規定による提出をしなかつたとき。

二 (略)

第十条から第十七条まで (略)

第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用

(開発事業者の責務)

第十七条の二 一の区域において一又は二以上の建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）を行う事業（以下「開発事業」という。）をしようとする者（以下「開発事業者」という。）は、当該開発事業を行う区域におけるエネルギーの有効利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(エネルギー有効利用指針の作成)

第十七条の三 知事は、大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させるものとして規則で定める規模の開発事業（以下「特定開発事業」という。）をしようとする者（以下「特定開発事業者」という。）、特定開発事業を行う区域（以下「特定開発区域」という。）及びその周辺の地域（以下これらを「特定開発区域等」という。）に熱又は熱と併せて電気の供給を行う事業者（以下「地域エネルギー供給事業者」という。）、地域エネルギー供給事業者の供給対象となる者並びに特定開発区域等における脱炭素化の推進に関するその他事業者が、特定開発事業によって生じる環境への負荷の低減を図るために特定開発区域等における脱炭素化の推進に関する指針（以下「特定開発区域等脱炭素化指針」という。）を定めるものとする。

2 特定開発区域等脱炭素化指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3 知事は、特定開発区域等脱炭素化指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（削る）

第十七条の三 知事は、大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させるものとして規則で定める規模の開発事業（以下「特定開発事業」という。）をしようとする者（以下「特定開発事業者」という。）、特定開発事業を行う区域（以下「特定開発区域」という。）及びその周辺の地域（以下これらを「特定開発区域等」という。）に熱又は熱と併せて電気の供給を行う事業者（以下「地域エネルギー供給事業者」という。）、地域エネルギー供給事業者の供給対象となる者並びに特定開発区域等におけるエネルギーの有効利用にかかるその他事業者が、特定開発事業によって生じる環境への負荷の低減を図るためにエネルギーの有効利用に関する指針（以下「エネルギー有効利用指針」という。）を定めるものとする。

2 エネルギー有効利用指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3 知事は、エネルギー有効利用指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（省エネルギー性能目標値の設定）

第十七条の四 特定開発事業者は、特定開発事業において規則で定める規模を超える建築物（規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。以下この条において同じ。）の新築等をしようとするときは、エネルギー有効利用指針に基づき、規則で定めるところにより、その建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能について、第二十条の三の省エネルギー性能基準の値以上の目標値（当該省エネルギー性能基準の値の定めのな

い用途にあつては、エネルギー有効利用指針に定める基準を勘案して定める目標。以下第十七条の七第五号を除き、この節において同じ。）を設定しなければならない。

（削る）

（有効利用が可能なエネルギーを利用するための設備の導入検討）

第十七条の五 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするとときは、エネルギー有効利用指針に基づき、規則で定める範囲内において、再生可能エネルギーその他有効利用を図ることが可能なエネルギーのうち、規則で定めるエネルギーを利用するための設備の導入について検討しなければならない。

（地域冷暖房の導入検討）

第十七条の六 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするとときは、特定開発区域等における建築物への熱の供給方法として、エネルギー有効利用指針に基づき、地域冷暖房の導入を検討しなければならない。

（エネルギー有効利用計画書の作成等）

第十七条の七 （新設）

第十七条の四 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときには、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、脱炭素化の推進に向けた規則で定める目標値の設定並びに規則で定める設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組についての検討を行わなければならない。

2 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定開発区域等における脱炭素化の推進に関する事項を定めた方針（以下「特定開発区域等脱炭素化方針」という。）を、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定開発事業におけるエネルギーの有効利用に関する計画書（以下「エネルギー有効利用計画書」という。）を、エネルギー有効利用指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

一 前項に規定する目標値の設定を踏まえた温室効果ガスの削減方針

二 前項に規定する検討を踏まえた設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組についての基本方針

三 第一号に規定する削減方針及び前号に規定する基本方針に基づき特定開発事業者が取り組む事項

四 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

一 特定開発事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 特定開発事業の概要

三 特定開発区域の範囲

四 第十七条の四の規定により設定したエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値

五 第十七条の四に規定する建築物の工事完了後における前号の性能の目標値の達成状況の検証方法

六 第十七条の五の規定による同条のエネルギーを利用するための設備の導入の検討内容及び検討結果

七 前条の規定による地域冷暖房の導入の検討内容及び検討結果

八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（エネルギー有効利用計画書の変更の届出）

第十七条の五 特定開発事業者は、前条第二項の規定により提出した特定開発区域等脱炭素化方針の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

（特定開発区域等脱炭素化方針の公表）

第十七条の六 特定開発事業者は、第十七条の四第二項の規定により特定開発区域等脱炭素化方針を提出したとき、又は前条の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、そ

（エネルギー有効利用計画書の公表）

第十七条の九 特定開発事業者は、第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

の内容を公表しなければならない。

2 知事は、第十七条の四第二項の規定による特定開発区域等脱炭素化方針の提出又は前条の規定による変更の届出があったときは、規則では、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(特定開発区域等脱炭素化報告書の提出等)

第十七条の七 特定開発事業者は、第十七条の四第二項各号に掲げる事項を記載した特定開発区域等脱炭素化方針の取組状況の実績に関する報告書（以下「特定開発区域等脱炭素化報告書」という。）を、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(特定開発区域等脱炭素化報告書の公表)

第十七条の八 特定開発事業者は、前条の規定により特定開発区域等脱炭素化報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

21 知事は、前条の規定により特定開発区域等脱炭素化報告書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(地域エネルギー供給事業者の脱炭素化の推進に係る措置)

第十七条の九 地域エネルギー供給事業者は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、特定開発区域内の建築物（次条第三項に規定する同意が得られたときは、同項に規定する建築物を含む。以下同じ。）へのエネルギーの供給に關し、脱炭素化の推進について必要な措置を講じなければならない。

(地域エネルギー供給計画書の作成等)

公表しなければならない。

2 知事は、第十七条の七の規定によるエネルギー有効利用計画書の提出又は前条の規定による変更の届出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(新設)

(地域エネルギー供給事業者のエネルギーの有効利用に係る措置)

第十七条の十 地域エネルギー供給事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、特定開発区域内の建築物（次条第三項に規定する同意が得られたときは、同項に規定する建築物を含む。以下同じ。）へのエネルギーの供給に關し、エネルギーの有効利用について必要な措置を講じなければならない。

(地域エネルギー供給計画書の作成等)

第十七条の十 特定開発事業者は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる場合には、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギーの供給に関する計画書（以下「地域エネルギー供給計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一及び二（現行のとおり）

三 利用するエネルギーの種類及び量

四から六まで（現行のとおり）

2 前項の規定にかかわらず、特定開発事業者は、当該特定開発事業者以外の者を同項第一号の地域エネルギー供給事業者としたときは、地域エネルギー供給計画書を当該地域エネルギー供給事業者に作成させることができる。

3（現行のとおり）

4 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書の作成に当たり、その計画の区域に隣接し、又は近接する区域における他の地域エネルギー供給事業者（以下「他の地域エネルギー供給事業者」という。）があるときは、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、供給する熱の相互利用について検討しなければならない。

第十七条の十一（現行のとおり）

（地域エネルギー供給計画書の公表）

第十七条の十二 特定開発事業者は、第十七条の十第一項若しくは

第十七条の十一 特定開発事業者は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる場合には、エネルギー有効利用指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギーの供給に関する計画書（以下「地域エネルギー供給計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一及び二（略）

三 利用する第十七条の五に規定するエネルギーの種類及び量

四から六まで（略）

2 前項の規定にかかわらず、特定開発事業者は、当該特定開発事業者以外の者を前項第一号の地域エネルギー供給事業者としたときは、地域エネルギー供給計画書を当該地域エネルギー供給事業者に作成させることができる。

3（略）

4 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書の作成に当たり、その計画の区域に隣接し、又は近接する区域における他の地域エネルギー供給事業者（以下「他の地域エネルギー供給事業者」という。）があるときは、エネルギー有効利用指針に基づき、供給する熱の相互利用について検討しなければならない。

第十七条の十二（略）

（地域エネルギー供給計画書の公表）

第十七条の十三 特定開発事業者は、第十七条の十一第一項若しく

前条第二項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出したとき、又は同条第一項の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 知事は、第十七条の十第一項若しくは前条第二項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出又は同条第一項の規定による変更の届出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(エネルギー供給の開始の届出)

第十七条の十三 地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十第一項又は第十七条の十一第二項の規定により作成された地域エネルギー供給計画書に係るエネルギーの供給を開始したときは、その旨を、規則で定めるところにより、規則で定める日までに、知事に届け出なければならない。

(地域エネルギー供給実績報告書の提出等)

第十七条の十四 地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十第一項各号に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギー供給の実績に関する報告書（以下「地域エネルギー供給実績報告書」という。）を、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

第十七条の十五（現行のとおり）

(脱炭素化の推進に関するその他事業者の協力等)

第十七条の十六 特定開発区域等においてエネルギーが生じる事業活動を行う事業者（以下「エネルギー利用に係る事業者」とい

は前条第二項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出したとき、又は同条第一項の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 知事は、第十七条の十一第一項若しくは前条第二項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出又は同条第一項の規定による変更の届出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(エネルギー供給の開始の届出)

第十七条の十四 地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十一第二項又は第十七条の十二第二項の規定により作成された地域エネルギー供給計画書に係るエネルギーの供給を開始したときは、その旨を、規則で定めるところにより、規則で定める日までに、知事に届け出なければならない。

(地域エネルギー供給実績報告書の提出等)

第十七条の十五 地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十一第二項各号に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギー供給の実績に関する報告書（以下「地域エネルギー供給実績報告書」という。）を、エネルギー有効利用指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

第十七条の十六（略）

(エネルギーの有効利用にかかるその他事業者の協力等)

第十七条の十七 第十七条の五に規定する範囲内において、同条に規定するエネルギーが生じる事業活動を行う事業者（以下「利用

う。）は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、第十七条の四第一項の規定により特定開発事業者が行う設備の導入についての検討及び地域エネルギー供給事業者が行うエネルギーの利用に協力しなければならない。

2 他の地域エネルギー供給事業者は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、第十七条の十第四項の規定による特定開発事業者が供給しようとする熱の相互利用についての検討及び地域エネルギー供給事業者が供給する熱の相互利用に協力しなければならない。

3 地域エネルギー供給事業者に熱を提供する設備で、熱と併せて電気を提供する設備（以下「熱電併給設備」という。）を設置しようとする事業者は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、熱を提供しようとする地域エネルギー供給事業者の熱需要に応じた熱の損失の少ない最適な規模の熱電併給設備を設置するよう努めなければならない。

4 热電併給設備の所有者又は管理者は、地域エネルギー供給事業者に対して熱を提供するに当たり、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、当該熱電併給設備による効率的な熱の提供に努めなければならない。

5 地域エネルギー供給事業者からエネルギー供給を受ける建築物の新築等をしようとする者及びその所有者又は管理者並びにその建築物を使用する事業者（以下「エネルギー供給受人者」という。）は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、地域エネルギー供給事業者が行う脱炭素化の推進に係る措置に協力しなければ

可能エネルギーに係る事業者」という。）は、エネルギー有効利用指針に基づき、同条の規定により特定開発事業者が行う当該エネルギーを利用するための設備の導入についての検討及び地域エネルギー供給事業者が行う当該エネルギーの利用に協力しなければならない。

2 他の地域エネルギー供給事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、第十七条の十一第四項の規定による特定開発事業者が供給しようとする熱の相互利用についての検討及び地域エネルギー供給事業者が供給する熱の相互利用に協力しなければならない。

3 地域エネルギー供給事業者に熱を提供する設備で、熱と併せて電気を提供する設備（以下「熱電併給設備」という。）を設置しようとする事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、熱を提供しようとする地域エネルギー供給事業者の熱需要に応じた熱の損失の少ない最適な規模の熱電併給設備を設置するよう努めなければならない。

4 热電併給設備の所有者又は管理者は、地域エネルギー供給事業者に対して熱を提供するに当たり、エネルギー有効利用指針に基づき、当該熱電併給設備による効率的な熱の提供に努めなければならない。

5 地域エネルギー供給事業者からエネルギー供給を受ける建築物の新築等をしようとする者及びその所有者又は管理者並びにその建築物を使用する事業者（以下「エネルギー供給受人者」という。）は、エネルギー有効利用指針に基づき、地域エネルギー供給事業者が行うエネルギーの有効利用に係る措置に協力しなけれ

ならない。

(地域冷暖房区域の指定)

第十七条の十七 知事は、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域において、冷房又は暖房及び給湯の用に供される熱の量のいかが規則で定める量以上になるものと予測される場合において、当該区域に供給するエネルギーの効率の値及び**第十七条の十第一項第六号**の規則で定める事項が規則で定める基準を満たしていると認めるとときは、当該区域を地域冷暖房区域として指定することができる。

2から6まで (現行のとおり)

[第十七条の十八] (現行のとおり)

(地域冷暖房区域の指定の取消し)

第十七条の十九 知事は、**第十七条の十七第一項**の規定により指定され、又は前条第一項の規定により変更された地域冷暖房区域に係るエネルギーの供給の状況が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該地域冷暖房区域の指定を取り消すことができ
る。

一 (現行のとおり)

二 地域エネルギー供給実績報告書において、熱の供給量が規則で定める期間、**第十七条の十七第一項**の規則で定める熱の量を下回り、回復の見込みがないとき。

三及び四 (現行のとおり)

ばならない。

(地域冷暖房区域の指定)

第十七条の十八 知事は、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域において、冷房又は暖房及び給湯の用に供される熱の量のいかが規則で定める量以上になるものと予測される場合において、当該区域に供給するエネルギーの効率の値及び**第十七条の十一第一項第六号**の規則で定める事項が規則で定める基準を満たしていると認めるとときは、当該区域を地域冷暖房区域として指定することができる。

2から6まで (略)

[第十七条の十九] (略)

(地域冷暖房区域の指定の取消し)

第十七条の二十 知事は、**第十七条の十八第一項**の規定により指定され、又は前条第一項の規定により変更された地域冷暖房区域に係るエネルギーの供給の状況が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該地域冷暖房区域の指定を取り消すことができ
る。

一 (略)

二 地域エネルギー供給実績報告書において、熱の供給量が規則で定める期間、**第十七条の十八第一項**の規則で定める熱の量を下回り、回復の見込みがないとき。

三及び四 (略)

五 地域エネルギー供給実績報告書において、規則で定めるところにより第十七条の十第一項第六号の規則で定める事項に係る第十七条の十七第一項の規則で定める基準を満たさなくなつたとき。

2 及び 3 （現行のとおり）

（熱供給の受入検討義務）

第十七条の二十 第十七条の十七第一項の規定により知事が指定し、又は第十七条の十八第一項の規定により知事が変更した地域冷暖房区域において、規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者及び規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者（以下「熱供給の受入検討建築主等」という。）は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、当該地域冷暖房区域に係る地域エネルギー供給事業者とその供給する熱の受入れについて協議し、検討しなければならない。

2 （現行のとおり）

（指導及び助言）

第十七条の二十一 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等が行う次に掲げる事項が特定開発区域等脱炭素化指針に照らして不十分であると認めるときは、これらの者に対し、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

五 地域エネルギー供給実績報告書において、規則で定めるところにより第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項に係る第十七条の十八第一項の規則で定める基準を満たさなくなつたとき。

2 及び 3 （略）

（熱供給の受入検討義務）

第十七条の二十一 第十七条の十八第一項の規定により知事が指定し、又は第十七条の十九第一項の規定により知事が変更した地域冷暖房区域において、規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者及び規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者（以下「熱供給の受入検討建築主等」という。）は、エネルギー有効利用指針に基づき、当該地域冷暖房区域に係る地域エネルギー供給事業者とその供給する熱の受入について協議し、検討しなければならない。

2 （略）

（指導及び助言）

第十七条の二十二 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等が行う次に掲げる事項がエネルギー有効利用指針に照らして不十分であると認めるときは、これらの者に対し、エネルギー有効利用指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

一 第十七条の四第一項の規定による目標値の設定及び検討

(削る)

二 第十七条の九の規定による措置

三 第十七条の十第四項の規定による検討

三 第十七条の九の規定による措置

四 第十七条の十六第一項、第二項又は第五項の規定による協力

五 第十七条の十六第三項の規定による設置

六 第十七条の十六第四項の規定による提供

七 (現行のとおり)

(勧告)

第十七条の二十二 (現行のとおり)

一 第十七条の四第二項、第十七条の五、第十七条の七、第十七

条の十第一項、第十七条の十一第一項若しくは第二項、第十七

条の十三、第十七条の十四又は第十七条の二十第二項の規定に

よる提出又は届出をしなかつたとき。

二 第十七条の六第一項、第十七条の八第一項、第十七条の十二

第一項又は第十七条の十五第一項の規定による公表をしなかつ

たとき。

三 正当な理由なく前条第一号（目標値の設定に係る部分に限
る。）、第二号又は第七号（協議に係る部分に限る。）の規定
による指導及び助言に従わず、かつ、特定開発区域等脱炭素化
指針に照らして、地域における脱炭素化を推進するための措置
が著しく不十分であるとき。

2 (現行のとおり)

一 第十七条の四の規定による目標値の設定

二 第十七条の五、第十七条の六又は第十七条の十一第四項の規
定による検討

三 第十七条の十の規定による措置

(新設)

四 第十七条の十七第一項、第二項又は第五項の規定による協力

五 第十七条の十七第三項の規定による設置

六 第十七条の十七第四項の規定による提供

七 (略)

(勧告)

第十七条の二十三 (略)

一 第十七条の七、第十七条の八、第十七条の十一第一項、第十

七条の十二第一項若しくは第二項、第十七条の十四、第十七条

の十五又は第十七条の二十一第二項の規定による提出又は届出

をしなかつたとき。

二 第十七条の九第一項、第十七条の十三第一項又は第十七条の

十六第一項の規定による公表をしなかつたとき。

三 正当な理由なく前条第一号、第三号又は第七号（協議に係る
部分に限る。）の規定による指導及び助言に従わず、かつ、エ
ネルギー有効利用指針に照らして、エネルギーの有効利用を推
進するための措置が著しく不十分であるとき。

2 (略)

第十八条から第二十条の二まで (現行のとおり)

(省エネエネルギー性能基準の順守)

第二十条の三 特定建築主は、配慮指針で定めるところにより、当該特定建築物（規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。）について、規則で定める省エネエネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

(削る)

第十八条から第二十条の二まで (略)

(省エネエネルギー性能基準の順守)

第二十条の三 特定建築主は、配慮指針で定めるところにより、当該特定建築物（規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。）について、規則で定める省エネエネルギー性能基準の値に適合するよう措置を講じなければならない。

(エネルギー有効利用計画書との整合)

第二十条の四 特定開発事業者である規則で定める規模を超える特定建築物（以下「特別大規模特定建築物」という。）の新築等をしようとする特定建築主（以下「特別大規模特定建築主」という。）は、特別大規模特定建築物（第十七条の四に規定する用途の部分に限り、同条に規定する種類の建築物を除く。）について、同条に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上のエネルギーの使用の合理化に関する性能を確保するよう措置を講じるものとする。

(建築物環境計画書の作成等)

第二十一条 (現行のとおり)

一から七まで (現行のとおり)

(削る)

一から七まで (略)

八 特定開発事業者である特別大規模特定建築主にあっては、前条に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況

九 (略)

第二十一条の二及び第二十一条の三 (略)

(建築物環境計画書の変更等の届出)

(建築物環境計画書の変更等の届出)

八 (現行のとおり)

九 (現行のとおり)

(建築物環境計画書の変更等の届出)

(建築物環境計画書の変更等の届出)

第二十二条 第二十二条又は第二十二条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主は、当該建築物環境計画書を提出してから当該建築物等に係る工事が完了するまでの間に、第二十二条第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

2 及び 3 (現行のとおり)

(工事完了の届出等)

第二十三条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(削る)

(表示基準及び評価書作成基準の作成)

第二十三条の二 (現行のとおり)

2 知事は、規則で定める規模を超える特定建築物（以下「特別大規模特定建築物」という。）（住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。）及びその敷地（以下「特別大規模特定建築物等」という。）に係る第二十二条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特別大規模特定建築物等の環境への配慮のた

第二十二条 第二十二条又は第二十二条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主は、当該建築物環境計画書を提出してから当該建築物等に係る工事が完了するまでの間に、第二十二条第一号又は第三号から第九号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

2 及び 3 (略)

(工事完了の届出等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 知事は、第一項の規定による届出の日から規則で定める日までの間、特別大規模特定建築物に係る当該届出を行った特別大規模特定建築主（規則で定めるものに限る。以下「特別大規模特定建築物工事完了届出者」という。）に対し、当該特別大規模特定建築物におけるエネルギーの使用の合理化に関する性能の状況について、規則で定めるところにより、報告を求めることができる。（表示基準及び評価書作成基準の作成）

第二十三条の二 (略)

2 知事は、特別大規模特定建築物（住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。）及びその敷地（以下「特別大規模特定建築物等」という。）に係る第二十二条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特別大規模特定建築物等の環境への配慮のた

めるものが示す当該特別大規模特定建築物等の環境への配慮のための措置に関する性能の評価を記載した書面（以下「環境性能評価書」という。）の作成方法その他の事項に関する基準（以下「評価書作成基準」という。）を定めるものとする。

〔評価書作成基準〕という。）を定めるものとする。

3 (現行のとおり)

第二十三条の三及び第二十三条の三の二 (現行のとおり)

(環境性能評価書の作成等)

第二十三条の四 特別大規模特定建築物の新築等をしようとする特定建築主（以下「特別大規模特定建築主」という。）又は特別大規模特定建築物に係る第二十三条第一項の規定による工事の完了の届出を行つた特別大規模特定建築主（規則で定めるものに限る。以下「特別大規模特定建築物工事完了届出者」という。）は、特別大規模特定建築物等について、規則で定める日までの間、評価書作成基準に基づき環境性能評価書を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者に對し、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡をしようとする際に、環境性能評価書を交付しなければならない。ただし、規則で定める場合については交付を省略することができる。

一から三まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第二十三条の五及び第二十三条の六 (現行のとおり)

(指導及び助言)

第二十四条 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

めの措置に関する性能の評価を記載した書面（以下「環境性能評価書」という。）の作成方法その他の事項に関する基準（以下「評価書作成基準」という。）を定めるものとする。

3 (略)

第二十三条の三及び第二十三条の三の二 (略)

(環境性能評価書の作成等)

第二十三条の四 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、特別大規模特定建築物等について、規則で定める日までの間、評価書作成基準に基づき環境性能評価書を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者に對し、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡をしようとする際に、環境性能評価書を交付しなければならない。ただし、規則で定める場合については交付を省略することができる。

一から三まで (略)

2 (略)

第二十三条の五及び第二十三条の六 (略)

(指導及び助言)

第二十四条 (略)

2及び3 (略)

4

知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事を完了届出者に対し、その特別大規模特定建築物又はその特別大規模特定建築物等について第二十条の四、第二十三条の四第一項、三条の四第一項、第二十三条の五第二項又は前条第五項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境性能評価書の作成若しくは交付又は内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

第二十五条から第一百五十二条の二まで（現行のとおり）

（立入調査）

第一百五十三条（現行のとおり）

2 知事は、第十七条の二十一、第十七条の二十二第一項及び第五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等の同意を得て、特定開発区域等、エネルギー供給を行う区域又はこれに隣接し、若しくは近接する区域、これらの区域内の建築物、エネルギーを供給する施設又は熱電併給設備の存する施設、脱炭素化を推進することが可能なエネルギーを利用する場所その他の場所に立ち入り、特定開発区域等脱炭素化指針に基づく環境への負荷の低減のための措置について調査させることができる。

4

知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事を完了届出者に対し、その特別大規模特定建築物又はその特別大規模特定建築物等について第二十条の四、第二十三条の四第一項、第二十三条の五第二項又は前条第五項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、第十七条の四に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上の性能を確保する措置及び環境性能評価書の作成若しくは交付又は内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

第二十五条から第一百五十二条の二まで（略）

（立入調査）

第一百五十三条（略）

2 知事は、第十七条の二十二、第十七条の二十三第一項及び第五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等の同意を得て、特定開発区域等、エネルギー供給を行う区域又はこれに隣接し、若しくは近接する区域、これらの区域内の建築物、エネルギーを供給する施設又は熱電併給設備の存する施設、再生可能エネルギー及び有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用する場所その他の場所に立ち入り、エネルギー有効利用指針に基づく環境への負荷の低減のための措置について調査させることができる。

3 知事は、第二十四条、第二十五条及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、マンション環境性能表示の表示又は環境性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。

4 及び 5 (現行のとおり)

第百五十四条 (現行のとおり)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

2 (現行のとおり)

(違反者の公表)

第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十二第一

3 知事は、第二十四条、第二十五条及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値に係る措置、マンション環境性能表示又は環境性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。

4 及び 5 (略)

第百五十四条 (略)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

2 (略)

(違反者の公表)

第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第一項、第九条の七、第十七条の二十三第一

項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

2から4まで
(現行のとおり)

第一百五十七条から第百六十五条まで
(現行のとおり)

項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

2から4まで
(略)

第一百五十七条から第百六十五条まで
(略)

別表第一から別表第十三まで
(現行のとおり)

別表第一から別表第十三まで
(略)